

○こうち人づくり広域連合議会の定例会の回数を定める条例

平成15年 1 月20日

条 例 第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第102条第2項の規定に基づき、こうち人づくり広域連合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。